

「建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案」

以下のものが含まれています。

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）（抄）（第 1 条関係）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 条）（抄）（第 2 条関係）

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）（抄）（第 3 条関係）

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現

行

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書、同項第一号に掲げる建築物については同表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(イ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(イ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講じることとされる建築物については次の表一の(ニ)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十二条第七項の規定の

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書、同項第一号に掲げる建築物については同表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(イ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(イ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については次の表一の(ニ)項に掲げる図書を、法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物について

適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ト)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ホ)項に掲げる図書を、法第五十六條第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(リ)項に掲げる図書を、法第五十六條第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第五十六條の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(カ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であるとして認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただ

は用途変更の場合を除き同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ト)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ホ)項に掲げる図書を、法第五十六條第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(リ)項に掲げる図書を、法第五十六條の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ロ)項、(ハ)項、(ト)項、(ホ)項、(リ)項又は(ロ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

し、表一の(イ)項、(ハ)項、(ニ)項、(ホ)項、(ヘ)項、(ロ)項又は(リ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

(イ) (ハ)	略	略	略	略	略
	略				
(ニ)	略	略	略	略	略
	略				

(一)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
	略				
(一)	(イ)	略	略	略	略
	略				

(イ) (ハ)	略	略	略	略	略
	略				
(ニ)	略	略	略	略	略
	略				

(一)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
	略				
(一)	(イ)	略	略	略	略
	略				

内 五 略	(二)	略	略	略	略	略
	(三)	構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第六十七条第一項の認定を受けた接合方法によるものとする建築物	略	略	略	略
	(四)	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第六十七条第二項の認定を受けたものとする建築物	略	略	略	略
	(五)	令第六十八条第三項の認定を受けた高力ボルト接合を用いる建築物	略	略	略	略
		略	略	略	略	略

内 九 略	(二)	略	略	略	略	略
	(三)	略	略	略	略	略

(丑)	令第二十条の五第一項第四号の表、令第二十条の六第二項又は令第二十条の七の認定を受けた居室を有する建築物	令第二十条の五第一項第四号の表、令第二十条の六第二項又は令第二十条の七の認定に係る認定書の写し
(寅) (卯)	令第二十条の五第二項から第四項までの認定を受けた建築材料を用いる居室を有する建築物	令第二十条の五第二項から第四項までの認定に係る認定書の写し
略	略	略

2・3 略

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(イ)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合には、前項の図書のほか、(ロ)項の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

(一) (二) (三) (四)	略	(イ)
(五)	居室の換気設備で令第二十条の六第一項第一号ロ(1)又はハの認定を受けたものはハの認定を受けたもの	略
(六) (七)	略	(ロ)

5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十

(十) (十一) (十二)	略	略
---------------------	---	---

2・3 略

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(イ)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合には、前項の図書のほか、(ロ)項の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

(一) (二) (三) (四)	略	(イ)
(五)	略	(ロ)
(六) (七)	略	略

5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十

第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 三 略

	(イ)				
	(ロ)	第一項の表二及び表三並びに前項の表（七）項を除く。）に掲げる図書（前項の表の（四）項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	第一項の表一の（ハ）項及び（ニ）項並びに次項の表に掲げる図書のうち構造詳細図（貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	略	略
（一）					

第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 三 略

	(イ)				
	(ロ)	第一項の表二及び表三並びに前項の表（五）項を除く。）に掲げる図書（前項の表の（九）項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	第一項の表一の（ハ）項及び（ニ）項並びに次項の表に掲げる図書のうち構造詳細図（貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	略	略
（一）					

(六)	(五)	(四)	(三)	(二)
略	略	略	換気設備を有する建築物	略
第一項の表三の(六)項(三)欄及び前項の表の(六)項(三)欄に掲げる図書 水タンク又は貯水タンク	第一項の表三の(六)項(三)欄及び前項の表の(六)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表三の(六)項(三)欄及び前項の表の(七)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表三の(六)項(三)欄に掲げる図書及び前項の表の(五)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表三の(八)項(三)欄及び(六)項(三)欄に掲げる図書
略	略	略	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(換気設備に係るものに限る。)	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略

(五)	(四)	(三)	(二)
略	略	略	略
第一項の表三の(五)項(三)欄及び前項の表の(九)項(三)欄に掲げる図書 水タンク又は貯水タンク	第一項の表三の(五)項(三)欄及び前項の表の(七)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表三の(五)項(三)欄及び前項の表の(五)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表三の(五)項(三)欄及び(五)項(三)欄に掲げる図書
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

令第十三条の二第三号に掲	第一項の表一の(イ)項に	(イ)	(十)	(九)	(八)	(七)	クに係るものに限る。
		(ロ)	略	略	略	略	
		(ハ)	第一項の表三の(イ)項(ロ)欄及び前項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書	第一項の表三の(イ)項(ロ)欄及び前項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書	第一項の表三の(イ)項(ロ)欄及び前項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書(令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)	第一項の表三の(イ)項(ロ)欄及び前項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書	
		(ニ)	略	略	略	略	
		(ホ)	略	略	略	略	

令第十三条の二第三号に掲	第一項の表一の(イ)項に	(イ)	(九)	(八)	(七)	(六)	クに係るものに限る。
		(ロ)	略	略	略	略	
		(ハ)	第一項の表三の(イ)項(ロ)欄及び前項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書	第一項の表三の(イ)項(ロ)欄及び前項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書	第一項の表三の(イ)項(ロ)欄及び前項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書(令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)	第一項の表三の(イ)項(ロ)欄及び前項の表の(イ)項(ロ)欄に掲げる図書	
		(ニ)	略	略	略	略	
		(ホ)	略	略	略	略	

略	略	略	略
略	略	略	略

6

7

認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一・二 略

略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

略	略	略	略
略	略	略	略

6

7

認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一・二 略

略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

14 8
 5 13
 略
 申請に係る建築物の工事計画が建築士の作成した設計図書による

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
略	略	略	略	
第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(二)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(一)項(3)欄に掲げる図書(令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書	び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)
略	略		略	
			略	
			略	

14 8
 5 13
 略
 申請に係る建築物の工事計画が建築士の作成した設計図書による

(六)	(五)	(四)	(三)	(二)
略	略	略	略	
第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(二)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(一)項(3)欄に掲げる図書(令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書	び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)
略	略		略	
			略	
			略	

ものである場合においては、特定行政庁は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、規則で、第一項の表一の(ロ)項に掲げる図書、同項の表二の(一)項及び(二)項並びに同項の表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

15 略

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 略

2・3 略

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十条の二十第一項に規定する認証型式部材等(以下この条において「認証型式部材等」という。)を有する工作物に係る確認の申請書にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一・二 略

	(イ)			
略	(ロ)	第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)	略	略
、同項の表二の(一)項(ロ)欄に掲げる図書			略	略

ものである場合においては、特定行政庁は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、規則で、第一項の表一の(ロ)項に掲げる図書、同項の表二の(一)項及び(二)項並びに同項の表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

15 略

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 略

2・3 略

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十条の二十第一項に規定する認証型式部材等(以下この条において「認証型式部材等」という。)を有する工作物に係る確認の申請書にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一・二 略

	(イ)			
略	(ロ)	第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)	略	略
、同項の表二の(一)項(ロ)欄に掲げる図書			略	略

(一)	(二)	(三)
	略	略
(令第四百四十三条において準用する令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。) 及び第一項の表三の(九)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(二)項(三)欄に掲げる図書及び同項の表三の(九)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書、同項の表二の(三)項(三)欄に掲げる図書及び同項の表三の(九)項(三)欄に掲げる図書
	略	略
	略	略
	略	略

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第十号に掲げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。

(一)	(二)	(三)
	略	略
(令第四百四十三条において準用する令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。) 及び第一項の表三の(五)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(二)項(三)欄に掲げる図書及び同項の表三の(五)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書、同項の表二の(三)項(三)欄に掲げる図書及び同項の表三の(五)項(三)欄に掲げる図書
	略	略
	略	略
	略	略

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第十号に掲げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。

一〇九 略

十 別記第二号様式による申請書第四面の第十一欄から第十三欄までに記載すべき事項、第一条の三第一項の表一の(イ)項の各階平面図、同表の(ロ)項の二面以上の立面図及び二面以上の断面図、同表の(ハ)項の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図並びに同表の(ニ)項の使用建築材料表及び(ホ)項の室内仕上げ表における材料又は構造(前号の間仕切壁を含む。)において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更

略	略
<p>法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第一百四十五条第五項において準用する令第一百二十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備</p>
<p>令第二十条の五第一項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)</p>	<p>令第二十条の五第一項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)以外の建築材料</p>
<p>令第二十条の五第一項第一</p>	<p>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料</p>

一〇九 略

十 別記第二号様式による申請書第四面の第十一欄から第十三欄までに記載すべき事項、第一条の三第一項の表一の(イ)項の各階平面図、同表の(ロ)項の二面以上の立面図及び二面以上の断面図、同表の(ハ)項の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図並びに同表の(ニ)項の室内仕上げ表における材料又は構造(前号の間仕切壁を含む。)において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更

略	略
<p>法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第一百四十五条第五項において準用する令第一百二十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備</p>

四号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料

十一・十二 略

254 略

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に次に掲げる書類を添えたものとする。

一 略

二 内装の仕上げその他国土交通大臣が定める建築物の部分に用い

--	--

十一・十二 略

254 略

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に次に掲げる書類を添えたものとする。

一 略

る建築材料について、その取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた部分を写真（特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三・四 略

（中間検査申請書の様式）

第四条の八 法第七条の第三第二項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一 略

二 内装の仕上げその他国土交通大臣が定める建築物の部分に用いる建築材料について、その取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた部分を写真（既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三・四 略

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第四条の二十 略

2・3 略

二・三 略

（中間検査申請書の様式）

第四条の八 法第七条の第三第二項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一 略

二・三 略

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第四条の二十 略

2・3 略

4 法第十二条第二項の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条及び第六条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 三 略

5 9 略

（定期報告）

第五条 略

2 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二様式による報告書に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて、行うものとする。ただし、特定行政庁が当該報告書に記載すべき事項その他の事項を記載した書類により報告を求めるときを規則で定める場合にあつては、当該報告書に代えて当該書類を提出しなればならない。

第六条 略

2 法第十二条第二項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の三様式による報告書に、建築設備等（昇降機を除く。）にあつては別記第三十六号の四様式による報告書に、それぞれ特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定

4 法第十二条第二項の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 三 略

5 9 略

（定期報告）

第五条 略

2 法第十二条第一項の規定により報告すべき事項は、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項並びに建築物の用途に関する事項で特定行政庁が定めるものとする。

第六条 略

2 法第十二条第二項の規定により報告すべき事項は、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項並びに建築物の用途に関する事項で特定行政庁が定めるものとする。

める書類を添えて、行うものとする。ただし、特定行政庁が別記第三十六号の三様式又は別記第三十六号の四様式による報告書に記載すべき事項その他の事項を記載した書類により報告を求めるところを規則で定める場合にあつては、それぞれ当該報告書に代えて当該書類を提出しなければならない。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出又は計画書については、(ロ)欄に掲げる書類又は図書に代えて、(ハ)欄に掲げる様式により当該書類又は図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

	(イ)	略	(ロ)	略	(ハ)	略
第四条の十六第三項の仮使用承認申請書		略	別記第三十四号様式による仮使用承認書の第二面による書類		略	別記第八十四号様式
第五条第二項の報告書		略	別記第三十六号の二様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「調査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「		略	別記第八十四号の二様式

(フレキシブルディスクによる手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、届出又は計画書については、(ロ)欄に掲げる書類又は図書に代えて、(ハ)欄に掲げる様式により当該書類又は図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

	(イ)	略	(ロ)	略	(ハ)	略
第四条の十六第三項の仮使用承認申請書		略	別記第三十四号様式による仮使用承認書の第二面による書類		略	別記第八十四号様式

<p>第六條第二項の報告書（法第八十八條第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものに限る。）</p>	<p>第六條第二項の報告書（法第八十八條第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものを除く。）</p>	<p>調査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。（、第二面及び第三面による書類別記第三十六号の三様式の第一面）、「所有者の欄」、「管理対象建築物の欄」及び「報告対象昇降機」に規定する昇降機等を含む。（の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類別記第三十六号の四様式の第一面）、「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「</p>	<p>別記第八十四号の四様式</p>	<p>別記第八十四号の三様式</p>
--	--	---	--------------------	--------------------

略	第八條第一項の建築物を建築しようとする旨の届出	検査による指摘の概要の欄に記載すべき事項に係る部分に限る。及び第二面による書類	別記第八十五号様式
略	略	略	略

別表第一（第十条の五の九、第十条の五の十四関係）

	(一)~(五)				
	略	換気設備	略	(イ)型式部 材等	
	略	一 切断等加工設備 (外注する場合を除く) 二 塗装設備 (外注する場合を除く)	略	(ロ)製造設備	
	略	検査 受入	略	(ハ)検査	
	略	一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であることを納品書又は検査・試験証明書等の書類により検査する	略	(ニ)検査設備	
	略	二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がない	略		
	略	等 寸法測定	略		

略	第八條第一項の建築物を建築しようとする旨の届出	別記第四十号様式の第二面から第四面までの書類	別記第八十五号様式
略	略	略	略

別表第一（第十条の五の九、第十条の五の十四関係）

	(一)~(五)				
	略	材等	略	(イ)型式部	
	略		略	(ロ)製造設備	
	略		略	(ハ)検査	
	略		略	(ニ)検査設備	
	略		略		
	略		略		

別表第二（第十一条の二の三関係）

(七) (四)				(六)
略				
略				三 組立設備
略	最終検査	工程 内 査	査	
略	<p>一 製品の最終検査及び寸法検査 製品に欠陥がないことを検査するとともに製品が所定の寸法であることを測定により検査する。</p> <p>二 製品の作動検査 製品が所定の作動をすることを検査する。</p>	<p>一 外観検査及び寸法検査 欠陥がないことを検査するとともに、所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>二 資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。</p>	<p>器具 等 器具 等 器具</p>
略	器具	器具	器具	器具

別表第二（第十一条の二の三関係）

(八) (五)				
略				
略				
略				
略				
略				

別表第三（第十一条の二の三関係）

略	略	(イ)	(ロ)
令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第二十条の五第二項の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第二十条の五第三項の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第二十条の五第四項の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第二十条の六第一項第一号口の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第二十条の六第一項第一号ハの認定に係る評価	略	四十万円	略
令第二十条の六第二項の認定に係る評価（令第二十条の五第一項第四号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を含む。）	略	四十万円	略
令第二十条の七の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第二十二条の認定に係る評価	略	四十万円	略
略	略	略	略
令第四十六条第四項の表一の(ロ)項の認定に係る評価	略	百四十万円	略
令第六十七条第一項の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第六十七条第二項の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第六十八条第三項の認定に係る評価	略	四十万円	略
令第七十条の認定に係る評価	略	百十七万円	略
略	略	略	略

別表第三（第十一条の二の三関係）

略	略	(イ)	(ロ)
令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る評価	略	四十万円	略
略	略	略	略
令第二十二条の認定に係る評価	略	四十万円	略
略	略	略	略
令第四十六条第四項の表一の(ロ)項の認定に係る評価	略	百四十万円	略
略	略	略	略
令第七十条の認定に係る評価	略	百十七万円	略
略	略	略	略

略	尿管浄化槽又は合併処理浄化槽	換気設備	防火設備	略	(1)
略	五万円	五万円	五万円	略	(2)

略	尿管浄化槽又は合併処理浄化槽		防火設備	略	(1)
略	五万円		五万円	略	(2)

（第四面）

工事監理の状況

	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
	敷地の形状、高さ、衛生及び安全					
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法					
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
	建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
	構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況					
	居室の内壁の仕上げ等に用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積（居室の各室の仕上げに用いられる床面に限る。）					
	天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ					
	開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
	建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画費通部の処理状況を含む）					
備	考					

（第四面）

工事監理の状況

	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
	敷地の形状、高さ、衛生及び安全					
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法					
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
	建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
	構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況					
	天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ					
	開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
	建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画費通部の処理状況を含む）					
備	考					

(注意)

1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2.第一面関係

申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2号第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
印のある欄は記入しないでください。

3.第二面関係

建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

2欄、3欄及び5欄は、代表者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代表者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

4欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築物又は工作物の名称又は工事が定まっているときは、7欄に記入してください。

4.第三面関係

住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。

2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。

9欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

10欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。

10欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

10欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査まで生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査まで生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

5.第四面関係

申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

申請建築物が複数の製造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。

(注意)

1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2.第一面関係

申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2号第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
印のある欄は記入しないでください。

3.第二面関係

建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

2欄、3欄及び5欄は、代表者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代表者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

4欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築物又は工作物の名称又は工事が定まっているときは、7欄に記入してください。

4.第三面関係

住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。

2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。

9欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

10欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。

10欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

10欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査まで生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査まで生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

5.第四面関係

申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

申請建築物が複数の製造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。

接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等にかかるサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

「居室の内装の仕上げ等に用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第二十条の五第一項第三号に規定する内装の仕上げその他国土交通大臣が定める建築物の部分に用いられる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる建築物の部分並びに当該建築材料を建築基準法施行令第二十条の五第一項第三号に規定する内装の仕上げに用いる場合にあつては、併せて当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積について記載してください。

- 「天井及び壁の室内に面する部分にかかる仕上げ」は建築基準法第 35 条の 2 の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける部分及び同法第 35 条の適用を受ける部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等にかかるサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

- 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第 35 条の 2 の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける部分及び同法第 35 条の適用を受ける部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

（第四面）

工事監理の状況

確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適合の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況					
居室の内装の仕上げ及び天井裏等に用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積					
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）					
備 考					

（第四面）

工事監理の状況

確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適合の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況					
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）					
備 考					

接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等にかかるサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

「居室の内装の仕上げ等に用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準施行令第二十条の五第一項第三号に規定する内装の仕上げその他国土交通大臣が定める建築物の部分に用いられる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる建築物の部分並びに当該建築材料を建築基準施行令第二十条の五第一項第三号に規定する内装の仕上げに用いる場合にあつては、併せて当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積について記載してください。

- 「天井及び壁の室内に面する部分にかかる仕上げ」は建築基準法第 35 条の 2 の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける部分及び同法第 35 条の適用を受ける部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等にかかるサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

- 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第 35 条の 2 の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける部分及び同法第 35 条の適用を受ける部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

第三十六号の二様式（第五条関係）A 4）
定期調査報告書
（第一面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様
平成 年 月 日

報告者氏名 印

調査者氏名 印

【1.所有者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【2.管理者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【3.調査者】

- 【イ.資格等】（ ）建築士（ ）登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
特殊建築物等調査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.勤務先】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号
- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】

【4.報告対象建築物】

- 【イ.所在地】
- 【ロ.名称のフリガナ】
- 【ハ.名称】
- 【ニ.用途】

【5.調査による指摘の概要】

- 【イ.指摘の内容】 法不適合の指摘あり（既存不適格）
要注意の指摘あり 指摘なし
- 【ロ.指摘の概要】
- 【ハ.改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

受付欄	特記欄	整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

建築物及びその敷地に関する事項

【1.敷地の位置】
 【イ.防火地域等】 防火地域 準防火地域
 その他() 指定なし
 【ロ.用途地域】

【2.建築物及びその敷地の概要】
 【イ.構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 鉄骨造 その他()
 【ロ.階数】 地上 階 地下 階
 【ハ.敷地面積】 m²
 【ニ.建築面積】 m²
 【ホ.延べ面積】 m²

【3.階別用途別床面積】 (用途)(床面積)
 【イ.階別用途別】 (階)() (m²)
 () () (m²)
 (階)() (m²)
 () () (m²)
 () () (m²)
 (階)() (m²)
 () () (m²)
 () () (m²)
 (階)() (m²)
 () () (m²)
 (階)() (m²)
 () () (m²)
 【ロ.用途別】 () (m²)
 () (m²)
 () (m²)

【4.性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
 階避難安全検証法(階) 全館避難安全検証法
 その他()

【5.増築、改築、用途変更等の経過】
 昭和・平成 年 月 日 概要()
 昭和・平成 年 月 日 概要()
 昭和・平成 年 月 日 概要()
 昭和・平成 年 月 日 概要()

【6.関連図書の整備状況】
 【イ.確認に要した図書】 有(各階平面図あり) 無
 【ロ.確認済証】 有 無 昭和・平成 年 月 日 第 号
 交付番号 特定行政庁 指定確認検査機関()
 【ハ.完了検査に要した図書】 有 無
 【ニ.検査済証】 有 無 昭和・平成 年 月 日 第 号
 交付番号 特定行政庁 指定確認検査機関()
 【ホ.維持保全に関する準則又は計画】 有 無

【7.備考】

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】	平成	年	月	日	実施	
【ロ. 前回の調査】	実施(平成	年	月	日	報告)	未実施
【ハ. 建築設備の検査】	実施(平成	年	月	日	報告)	未実施
【ニ. 昇降機等の検査】	実施(平成	年	月	日	報告)	未実施

【2. 敷地の調査状況】

【イ. 指摘の内容】	法不適合の指摘あり(既存不適格)	
	要注意の指摘あり	指摘なし
【ロ. 指摘項目】	地盤 擁壁 その他()	
【ハ. 改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

【3. 一般構造の調査状況】

【イ. 指摘の内容】	法不適合の指摘あり(既存不適格)	
	要注意の指摘あり	指摘なし
【ロ. 指摘項目】	採光 換気設備の設置 その他()	
【ハ. 改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

【4. 構造強度の調査状況】

【イ. 指摘の内容】	法不適合の指摘あり(既存不適格)	
	要注意の指摘あり	指摘なし
【ロ. 指摘項目】	構造部材の耐久 土台及び基礎 屋根ふき材等の緊結 (屋根ふき材 内装材 外装材 軒壁 その他) その他構造耐力上主要な部分の構造強度 その他()	
【ハ. 改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

【5. 耐火構造等の調査状況】

【イ. 指摘の内容】	法不適合の指摘あり(既存不適格)	
	要注意の指摘あり	指摘なし
【ロ. 指摘項目】	耐火構造等 (間仕切り壁 外壁 柱、床、はり及び屋根 内装材 その他) 防火設備 防火区画 その他()	
【ハ. 改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

【6. 避難施設等の調査状況】

【イ. 指摘の内容】	法不適合の指摘あり(既存不適格)	
	要注意の指摘あり	指摘なし
【ロ. 指摘項目】	戸、屋外への出口等 廊下、バルコニー、屋上広場等 階段 排煙設備の設置 非常用の照明装置の設置 非常用の進入口 敷地内の通路 非常用の昇降機の設置 その他()	
【ハ. 改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

報告者又は調査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。

3欄の「イ」は、調査に必要な資格等について記入してください。第4条の20第1項第2号に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「特殊建築物等調査資格者に関する講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

3欄の「ハ」から「ヘ」までは、調査者が法人に勤務している場合に、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は「ハ」に事務所登録番号を併せて記入してください。調査者が法人に勤務していないときは「ニ」から「ヘ」までは、それぞれ調査者の住所の郵便番号、住所、電話番号について記入してください。

第三面の2欄から6欄までのいずれかの「イ」において「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、いずれにも該当しないときは「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄から6欄までの「イ」の「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたもの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

5欄の「ハ」は、第三面の2欄から6欄までのいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄から6欄までの「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

3. 第二面関係

この書類は、建築物ごとに作成してください。

敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法(以下「法」という)第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他の建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。

1欄の「ロ」は、該当する用途地名を全て記入してください。

2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

3欄の「イ」は、法別表第一欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合にはその用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。

4欄は、建築基準法施行令(以下「令」という)第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遠火に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法

律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

5欄は、前回調査時以降の建築(新築を除く。)、模様替え、修繕又は用途の変更(以下「増築、改築、用途変更等」という)について、古いものから順に記入し、確認(法第6条第1項に規定する確認。以下同じ)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。

6欄の「ハ」は、最近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6欄の「ニ」は、「注意」に準じて記入してください。

6欄の「ホ」は、法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況(建築設備の設置の状況に係るものに限る。)に関する調査の結果について作成してください。

1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。

1欄の「ロ」から「ニ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄から6欄までの「イ」は、それぞれ関係する法又はこれに基づく命令の規定に適合していないことが指摘された項目があるときは「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該項目の全てについて法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、法不適合には該当しないが保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄から6欄までの「イ」の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(既存不適合)のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く)は、「ロ」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、指摘の内容を別紙に記載して添えてください。なお「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せてその概要を記入してください。

2欄から6欄までの「イ」の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して添えてください。

各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

第三十六号の三様式（第六条関係）(A4)
 定期検査報告書（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む昇降機）
 （第一面）

建築基準法第12条第2項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様
 平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1.所有者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【2.管理者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【3.検査者】

- 【イ.資格】() 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 昇降機検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】

【4.報告対象建築物】

- 【イ.所在地】
- 【ロ.名称のフリガナ】
- 【ハ.名称】
- 【ニ.用途】

- 【5.報告対象昇降機（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。）】
- 【イ.検査対象昇降機の台数（ 台）うち法不適合の指摘があるもの（ 台）
- 【ロ.指摘の概要】
- 【ハ.改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

受付欄	特記欄	整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

昇降機(建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む)の状況等

【1.昇降機に係る確認済証交付年月日等】
【イ.確認済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ.確認済証交付者】 特定行政庁 指定確認検査機関(号)
【ハ.検査済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ.検査済証交付者】 特定行政庁 指定確認検査機関(号)

【2.検査日】
【イ.今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ.前回の検査】 実施(平成 年 月 日報告) 未実施

【3.検査者】
【イ.資格】()建築士 ()登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
昇降機検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
【ロ.氏名】
【ハ.勤務先】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【4.保守業者】
【イ.名称】
【ロ.郵便番号】
【ハ.所在地】
【ニ.電話番号】

【5.昇降機の概要】 (番号)
【イ.種類】 建築設備 工作物
【ロ.種別】 エレベーター(斜行) エスカレーター 小荷物専用
【ハ.用途】 乗用(人荷共用) 寝台用 自動車運搬用 荷物用
【ニ.常用非常用の別】 常用 非常用
【ホ.機械室の有無】 有 無
【ヘ.仕様】 (電動機の定格容量(定格速度)(積載量)(定員)(踏段の幅)(勾配)
() (kW)(m/min)(kg)(人)(m)(度)
【ト.製造者名】

【6.遊戯施設の概要】 (番号)
【イ.固有名称】
【ロ.一般名称】
【ハ.仕様】 (定員)(定常走行速度又は定常円周速度)
(人)(km/h又はm/min)
【ニ.製造者名】

【7.検査の状況】
【イ.指摘の内容】 法不適合の指摘あり(既存不適合) 指摘なし
【ロ.改善予定の有無】 有(平成 年 月に改善予定) 無

【8.備考】

(注意)

1. 各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

検査者が2以上のときは、代表となる検査者について記入してください。

1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「二」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。

3欄について、検査者が2以上のときは、代表の検査者について記入してください。

3欄の「イ」は、検査に必要な資格等について記入してください。第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「昇降機検査資格者に関する講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

3欄の「ハ」から「ヘ」までは、検査者が法人に勤務している場合に、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、「ハ」に事務所登録番号を併せて記入してください。検査者が法人に勤務していないときは、「二」から「ヘ」までは、それぞれ検査者の住所の郵便番号、住所、電話番号について記入してください。

5欄の「イ」は、報告する昇降機（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。）の台数及び第二面の7欄で指摘された箇所がある昇降機の台数を記入してください。

5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

5欄の「ハ」は、第二面の7欄の「ロ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の7欄の「ロ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

3. 第二面関係

この書類は、昇降機（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。）ごとに作成してください。ただし、複数の昇降機について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について「ハ」及び「二」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

1欄の「ロ」及び「二」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行ったときは、その最終日の年月日を記入してください。

2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3欄は、第1面の3欄に準じて記入してください。

4欄は、昇降機（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。）の維持保全を行う者が3欄の「ハ」検査者に勤務先がないときは、検査者と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人の場合は、「ロ」は氏名を、「ホ」は住所を記入してください。

5欄は、報告を昇降機又は建築基準法施行令（以下「令」という。）第138条第2項第1号に規定する工作物について行う場合に記入し、「番号」に報告するものを特定できる番号、記号等を記入してください。

5欄の「イ」は、建築設備である昇降機の場合には「建築設備」のチェックボックスに、工作物である昇降機の場合には「工作物」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。

5欄の「ロ」は「エレベーター」、「エスカレーター」又は「小荷物専用昇降機」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、エレベーターであって階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するものは、併せて「斜行」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

5欄の「ハ」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に「乗用」、「寝台用」、「自動

車運搬用」又は「荷物用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて、「乗用」であって「人荷共用」であるものは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「荷物用」とは、エレベーターのうち、乗用、寝台用又は自動車運搬用以外のものをいいます。

5欄の「ニ」及び「ホ」は、エレベーターについてのみ「ヘ」の「電動機の定格容量」は、駆動装置が電動機である場合のみ、「定員」は乗用エレベーターについてのみ、「階段の幅」はエスカレーターについてのみ、「勾配」はエスカレーター及びエレベーターであって階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターについてのみそれぞれ記入してください。

6欄は、報告を遊戯施設について行う場合に記入し、「番号」に報告するものを特定できる番号、記号等を記入してください。

6欄の「ロ」は、令第138条第2項各号に掲げる名称の例により記入してください。

6欄の「ハ」の「定員」は、複数の客席部分が連結されて走行するものについては、当該客席部分の定員の合計を記入してください。「定常走行速度又は定常円周速度」は、当該遊戯施設が走行するものである場合には定常走行速度をkm/hで、回転をするものである場合には定常円周速度をn/minで記入してください。

7欄の「イ」は、建築基準法又はこれに基づく命令に適合しないことが指摘された箇所があるときは、「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

7欄の「イ」の「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除くは、指摘の内容を別紙に記載して添え、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して添えてください。ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

第三十六号の四様式（第六条関係）(A4)
 定期検査報告書（昇降機等以外の建築設備等）
 （第一面）

建築基準法第12条第2項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様
 平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1.所有者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【2.管理者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【3.検査者】

- 【イ.資格】() 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】

【4.報告対象建築物】

- 【イ.所在地】
- 【ロ.名称のフリガナ】
- 【ハ.名称】
- 【ニ.用途】

【5.検査による指摘の概要】

- 【イ.指摘の内容】 法不適合の指摘あり（既存不適合） 指摘なし
 要注意の指摘あり
- 【ロ.指摘の概要】
- 【ハ.改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

受付欄	特記欄	整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 延べ面積】 m²
【ハ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 特定行政庁 指定確認検査機関(号)
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 特定行政庁 指定確認検査機関(号)

【3. 検査日】

- 【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日 実施
【ロ. 前回の検査】 実施(平成 年 月 日 報告) 未実施

【4. 換気設備の検査者】

- 【イ. 資格() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備 機械換気設備 中央管理方式の空調設備
その他 無
【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 機械換気設備 その他 無
【ハ. 居室等】 自然換気設備 機械換気設備 中央管理方式の空調設備
その他 無

【6. 換気設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 法不適合の指摘あり(既存不適合) 指摘なし
要注意の指摘あり
【ロ. 改善予定の有無】 有(平成 年 月に改善予定) 無

【7. 排煙設備の検査者】

- 【イ. 資格() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【8. 排煙設備の概要】

- 【イ. 避難安全検証法】 階避難安全検証法(階) 全館避難安全検証法
適用なし
【ロ. 特別避難階段の付室】 排煙機 その他 無
【ハ. 非常用エレベーターの乗降口ピラー】 排煙機 その他 無
【ニ. 居室等】 排煙機 その他 無
【ホ. 予備電源】 蓄電池 自家発電装置 その他 無

【9. 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 法不適合の指摘あり (既存不適合)
 要注意の指摘あり 指摘なし

【ロ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【10. 非常用の照明装置の検査者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【11. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】 白熱灯 蛍光灯 高輝度放電灯 その他 無

【ロ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 その他 無

【12. 非常用の照明装置の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 法不適合の指摘あり (既存不適合)
 要注意の指摘あり 指摘なし

【ロ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【13. 給水設備及び排水設備の検査者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【14. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク 貯水タンク その他

【ロ. 排水設備】 排水槽 排水再利用配管設備 その他

【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無

【ニ. 給湯設備の有無】 有 無

【15. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 法不適合の指摘あり (既存不適合)
 要注意の指摘あり 指摘なし

【ロ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【16. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。

3欄の「イ」は、検査に必要な資格等について記入してください。第4条の20第7項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「建築設備検査資格者に関する講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

3欄の「ハ」から「ヘ」までは、検査者が法人に勤務している場合に、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は「ハ」に事務所登録番号を併せて記入してください。検査者が法人に勤務していないときは、「ニ」から「ヘ」までは、それぞれ検査者の住所の郵便番号、住所、電話番号について記入してください。

第二面の6欄、9欄、12欄又は15欄のいずれかの「イ」において「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合には、5欄の「イ」の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、いずれにも該当しない場合には「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、9欄、12欄及び15欄の「イ」の「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

5欄の「ハ」は、第二面の6欄、9欄、12欄又は15欄のいずれかの「ロ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、9欄、12欄又は15欄の「ロ」で記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

3. 第二面関係

この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。

1欄の「ハ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第67条の2及び同法第68条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査についてそれぞれ記入してください。

2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。

3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入してください。

3欄は、報告の対象となっていない場合には「未報告」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4欄から15欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。

4欄、7欄、10欄及び13欄は、第一面の3欄の準じて記入してください。

5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について「ロ」は、建築基準法（以下「法」という。）第28条第3項に規定する居室について記入し、それぞれ該当する室がない場合には「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

6欄、9欄、12欄及び15欄の「イ」は、それぞれ関係する法又はこれに基づく命令の規定に適合していないことが指摘されたときは、「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された項目の全てに法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、法不適合には該当しないが保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があると

きは「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6欄、9欄、12欄又は15欄の「イ」の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（既存不適格）のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、当該指摘の内容を別紙に記載して添え、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記載して添えてください。

8欄の「イ」は、令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が確かめられた建築物のときは階避難安全検証法のチェックボックスに、令第129条の2の2第3項に規定する全館階避難安全検証法により全館階避難安全性が確かめられた建築物のときは「全館階避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を確かめた階を記入してください。

8欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

8欄の「ホ」並びに11欄の「イ」及び「ロ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

14欄の「イ」及び「ロ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、掲げられている装置がないときは「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、16欄又は別紙に記載して添えてください。

第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）

略

型式部材等の種類	記号
略 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する 高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オク トパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊 戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車 両その他人に乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造 上主要な部分並びに非常止め装置の部分 換気設備	略 L M

第五十号の十三様式（第十条の五の二十二関係）

略

削除

第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）

略

型式部材等の種類	記号
略 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する 高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オク トパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊 戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車 両その他人に乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造 上主要な部分並びに非常止め装置の部分	略 L

第五十号の十三様式（第十条の五の二十二関係）

略

（注意） この認定書は大切に保存しておいてください。

第八十四号の二様式（第十一条の三関係）

```

第八十四号の二様式（第五条関係）
/*定期譲渡登記簿*/
#81000
/*1.所有者*/
#81010.;
["氏名のフリガナ"];
["氏名"];
["郵便番号"];
["住所"];
["電話番号"];
/*2.譲渡者*/
#81020.;
["氏名のフリガナ"];
["氏名"];
["郵便番号"];
["住所"];
["電話番号"];
/*3.譲渡者*/
#81030.;
["一級建築士又は二級建築士の別を示す記号"];
["建築士の登録を受けた機関を示す記号"];
["建築士の登録番号"];
["建築基準適合判定資格者の登録番号"];
["特殊建築物等調査資格者に関する講習を終了した旨を証する書類の番号"];
["氏名"];
["勤務先"];
["一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別を示す記号"];
["建築士事務所に登録を受けた機関を示す記号"];
["建築士事務所登録番号"];
["郵便番号"];
["所在地"];
["電話番号"];
/*4.譲渡対象建築物*/
#81040.;
["所在地"];
["名称のフリガナ"];
["名称"];
["用途"];
/*5.譲渡による譲渡の概要*/
#81050.;
["譲渡の内容を示す記号"];
["譲渡の概要"];
["改善予定の有無を示す記号"];
["改善予定の年月日"];
/*建築物及びその敷地に関する事項*/
#82000
/*1.敷地の位置*/
#82010.;
["防火地域等を示す記号"];
["用途地域を示す記号"];
["その他の防火地域等の具体的な内容"];
/*2.建築物及びその敷地の概要*/
#82020.;
["構造を示す記号"];
["その他の構造の具体的な名称"];
["地上の階数"];
["地下の階数"];
["敷地面積"];
["建築面積"];

```

```

* [延べ面積] *
/* 3. 階別用途別床面積 */
#82030,;
* [階] *;
#82040,;
* [当該階の用途] *;
* [当該階の用途の区分を示す記号] *;
* [当該階の当該用途の床面積の合計] *
#82045,;
* [用途] *;
* [用途の区分を示す記号] *;
* [当該用途の床面積の合計] *
/* 4. 性能検査等の適用 */
#82050,;
* [耐火性能検査法の適用の有無を示す記号] *;
* [防火区画性能検査法の適用の有無を示す記号] *;
* [防煙避難安全性能検査法の適用の有無を示す記号] *;
* [防煙避難安全性能検査法を備めた階] *;
* [全階避難安全性能検査法の適用の有無を示す記号] *;
* [その他性能検査法の適用の有無を示す記号] *;
* [その他の性能検査法の適用の具体的な内容] *
/* 5. 増築、改築、用途変更等の経過 */
#82060,;
* [増築、改築、用途変更等の経過の年月日] *;
* [増築、改築、用途変更等の経過の概要] *
/* 6. 調査報告の整備状況 */
#82070,;
* [確認に要した図書の有無を示す記号] *;
* [確認平面図の有無を示す記号] *;
* [確認済証の有無を示す記号] *;
* [確認済証交付年月日] *;
* [確認済証交付番号] *;
* [確認済証交付者] *;
* [確認済証交付者の具体的な名称] *;
* [完了検査に要した図書の有無を示す記号] *;
* [検査済証の有無を示す記号] *;
* [検査済証交付年月日] *;
* [検査済証交付番号] *;
* [検査済証交付者] *;
* [検査済証交付者の具体的な名称] *;
* [維持保全に関する手冊又は計画の有無を示す記号] *
/* 7. 備考 */
#82080,;
* [備考] *
/* 調査等の概要 */
#83000
/* 1. 調査及び検査の状況 */
#83010,;
* [今回の調査を実施した年月日] *;
* [前回の調査の実施状況を示す記号] *;
* [前回の調査の報告を実施した年月日] *;
* [建築設備の検査の実施状況を示す記号] *;
* [建築設備の検査の報告を実施した年月日] *;
* [昇降機等の検査の実施状況を示す記号] *;
* [昇降機等の検査の報告を実施した年月日] *
/* 2. 敷地等の調査状況 */
#83020,;
* [指摘の内容を示す記号] *;
* [指摘項目を示す記号] *;
* [その他の指摘項目の具体的な内容] *;

```

```

      * [改善予定の有無を示す記号]';
      * [改善予定の年月日]'
/ * 3. 一般構造の調査状況 /
#83030.;
* [指摘の内容を示す記号]';
* [指摘項目を示す記号]';
* [その他の指摘項目の具体的な内容]';
* [改善予定の有無を示す記号]';
* [改善予定の年月日]'
/ * 4. 構造強度の調査状況 /
#83040.;
* [指摘の内容を示す記号]';
* [指摘項目を示す記号]';
* [重要ひき材等の状態を示す記号]';
* [その他の指摘項目の具体的な内容]';
* [改善予定の有無を示す記号]';
* [改善予定の年月日]'
/ * 5. 耐火構造等の調査状況 /
#83050.;
* [指摘の内容を示す記号]';
* [指摘項目を示す記号]';
* [耐火構造等を示す記号]';
* [その他の指摘項目の具体的な内容]';
* [改善予定の有無を示す記号]';
* [改善予定の年月日]'
/ * 6. 避難施設等の調査状況 /
#83060.;
* [指摘の内容を示す記号]';
* [指摘項目を示す記号]';
* [その他の指摘項目の具体的な内容]';
* [改善予定の有無を示す記号]';
* [改善予定の年月日]'
/ * 7. 備考 /
#83070.;
* [備考]'
(注意)
1. 第一画関係
3欄については、第70号様式の(注意)2. から までに準じて記録してください
。
5欄の指摘の内容を示す記号は、法不適合の指摘があり、その項目全てが既存不適格
で、要注意の指摘がないときは「09101」を、法不適合の指摘があり、その項目全てが既
存不適格で、要注意の指摘があるときは「09102」を、法不適合の指摘があり、要注意
の指摘がないとき「09103」を、法不適合の指摘と要注意の指摘があるときは「09104」を、
要注意の指摘のみがあるときは「09105」を、指摘なしのときは「09100」を記録してく
ださい。
5欄の改善予定の有無を示す記号は、有のときは「09201」を、無のときは「09200」を
記録してください。
5欄の改善予定の年月日の日付については、第七十号様式の(注意)3. に準じて記
録してください。
その他については、第三十六号の二様式の(注意)2. から まで及び第七十号様
式の(注意)1. から までに準じて記録してください。
2. 建築物及びその敷地に關する事項関係
1欄の防火地域等を示す記号は、防火地域にあるときは「00601」を、準防火地域にあ
るときは「00602」を、その他の地域にあるときは「00603」を、指定なしの地域にあると
きは「00600」を記録してください。
敷地が複数の防火地域等にまたがるとき又は複数の防火地域等が重複するときは、一
の種別について防火地域等を示す記号を記録し、7欄の次に次のように欄を設け、他の種
別についてそれぞれの防火地域等を示す記号を記録してください。
/ * 防火地域追加欄 /
#82090.;

```

```

        * [防火地域等を示す記号]';;
        #82090.;
        * [防火地域等を示す記号]';;
        1 欄の用途地帯を示す記号は、建築物の敷地が用途地帯の指定のない区域にあるときは「00900」を、第一種住居地域にあるときは「00911」を、第一種中高層住居地域にあるときは「00920」を、第二種中高層住居地域にあるときは「00921」を、第二種住居地域にあるときは「00931」を、準住居地域にあるときは「00932」を、近隣商業地域にあるときは「00940」を、商業地域にあるときは「00950」を、工業地域にあるときは「00960」を、工業専用地域にあるときは「00970」を、工業専用地域にあるときは「00980」を、高度住居地域にあるときは「00990」を記録してください。
        また、建築物の敷地が、2以上の用途地帯若しくは高度住居地域、近隣商業地域又は52法第1号から6号までに規定する容積率の異なる用途地帯、地区若しくは住居地域、地区街路に指定する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の異なる用途地帯、地区街路に指定する区域（以下「用途地帯若しくは高度住居地域、近隣商業地域又は52法第1号から6号までに規定する容積率の異なる用途地帯、地区若しくは住居地域、地区街路に指定する区域」という。）にわたれば、他の用途地帯若しくは高度住居地域、近隣商業地域又は52法第1号から6号までに規定する容積率の異なる用途地帯、地区若しくは住居地域、地区街路に指定する区域についてそれぞれ必要な事項を記録してください。
    / * 用途地帯追加欄 */
        #82100.;
        * [用途地帯を示す記号]';;
        #82100.;
        * [用途地帯を示す記号]';;
        2 欄の構造を示す記号は、建築物の構造が鉄筋コンクリート造のときは「02405」を、鉄骨鉄筋コンクリート造のときは「02406」を、鉄骨造のときは「02404」を記録し、その他のときは「02499」を記録するとともに具体的な構造の名称を併せて記録してください。
        建築物の構造が複数にわたるときは、一の構造について記録し、7欄の次に次のように欄を付け、他の構造についてそれぞれ必要な事項を記録してください。
    / * 構造追加欄 */
        #82110.;
        * [構造を示す記号]';;
        #82110.;
        * [構造を示す記号]';;
        3 欄、4 欄の階は、第七十号様式の（注意）4. に準じて記録してください。
        3 欄の当該階の用途の区分を示す記号及び用途の区分を示す記号は、第七十号様式の（注意）3. に準じて記録してください。
        3 欄の建築物の階の数が2以上のとき又は該当する用途が複数あるときは、次のように、最上階から順に必要な事項を記録してください。
    / * 3. 階別用途別の床面積 */
        #82030.;
        * [階]';;
        #82040.;
        * [当該階の用途]';;
        * [当該階の用途の区分を示す記号]';;
        * [当該階の当該用途の床面積]';;
        #82040.;
        * [当該階の用途]';;
        * [当該階の用途の区分を示す記号]';;
        * [当該階の当該用途の床面積]';;
        #82030.;
        * [階]';;
        #82040.;
        * [当該階の用途]';;
        * [当該階の用途の区分を示す記号]';;
        * [当該階の当該用途の床面積]';;
        #82040.;
        * [当該階の用途]';;
        * [当該階の用途の区分を示す記号]';;
        * [当該階の当該用途の床面積]';;
    
```



```

#82045.;
* [用途];
* [用途の区分を示す記号];
* [当該用途の床面積の合計]
#82045.;
* [用途];
* [用途の区分を示す記号];
* [当該用途の床面積の合計]
4 欄の耐火性能検証法の適用の有無を示す記号は、適用が有るときは「09301」を、無
のときは「09300」を記録してください。
4 欄の防火区画検証法の適用の有無を示す記号は、適用が有るときは「09401」を、無
のときは「09400」を記録してください。
4 欄の階避難安全検証法の適用の有無を示す記号は、令第129条の2第3項に規定する
階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「09501」を、そ
れ以外のときは「09500」を記録し、「09501」を記録したときは、併せて階避難安全性
能を確かめた階を記入してください。
複数の階で階避難安全性能を確かめたときは、一の階を記録し、7欄の次に次のよう
に欄を設け、他の階についてそれぞれ記録してください。
/* 階避難安全性能を確かめた階追加欄 */
#82050.;
* [階避難安全性能を確かめた階];
#82050.;
* [階避難安全性能を確かめた階];
4 欄の全館階避難安全検証法の適用の有無を示す記号は、適用が有るときは「09601」を
、無のときは「09600」を記録してください。
4 欄のその他の性能検証法等の適用の有無を示す記号は、適用が有るときは「09651」
を、無のときは「09650」を記録し、「09651」を記録したときは、併せてその他の性能
検証法等の適用の具体的な内容を記録してください。
5 欄の増築、改築、用途変更等の経過年月日、6 欄の確認済証交付年月日及び完了検
査済証交付年月日の日付は、第七十号様式の(注意)3. に準じて記録してください。
6 欄の確認に要した図書の有無を示す記号は、有るときは「09701」を、無のときは「0
9700」を記録してください。
6 欄の各階平面図の有無を示す記号は、有るときは「09801」を、無のときは「09800」
を記録してください。
6 欄の確認済証の有無を示す記号は、有るときは「09901」を、無のときは「09900」を
記録してください。
6 欄の確認済証交付者を示す記号及び検査済証交付者を示す記号は、特定行政庁のとき
は「10001」を記録し、指定確認検査機関のときは「10002」を記録するとともに具体
的な名称を記録してください。
6 欄の完了検査に要した図書の有無を示す記号は、有るときは「10101」を、無のとき
は「10100」を記録してください。
6 欄の検査済証の有無を示す記号は、有るときは「10201」を、無のときは「10200」を
記録してください。
6 欄の維持保全に関する準則又は計画の有無を示す記号は、有るときは「10301」を、
無のときは「10300」を記録してください。
その他については、第三十六号の二様式の(注意)3. から まで及び第七十号様
式の(注意)1. から までに準じて記録してください。
3. 調査等の概要関係
1 欄から 6 欄までの年月日は第七十号様式の(注意)3. に準じて記録してくださ
い。
1 欄の前回の調査の実施状況を示す記号は、実施のときは「10401」を、未実施のとき
は「10400」を記録してください。
1 欄の建築設備の検査の実施状況を示す記号は、実施のときは「10501」を、未実施の
ときは「10500」を記録してください。
1 欄の昇降機等の検査の実施状況を示す記号は、実施のときは「10601」を、未実施の
ときは「10600」を記録してください。
2 欄から 6 欄までの指摘の内容を示す記号は、(注意)1. に準じて記録してくだ
さい。
2 欄の指摘項目を示す記号は、地盤のときは「10701」を、漏洩のときは「10702」を、

```

その他のときは「10703」を記録してください。

指摘項目が複数あるときは、一の指摘項目について記録し、7欄の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。

```
/* 指摘項目追加欄 */
#83020,;
* [指摘項目を示す記号] ,;
#83020,;
* [指摘項目を示す記号]
2欄から6欄までの改善予定の有無を示す記号は、(注意)1. に準じて記録してください。
3欄の指摘項目を示す記号は、採光のときは「10901」を、換気設備の設置のときは「10902」を、その他のときは「10903」を記録してください。
指摘項目が複数あるときは、一の指摘項目について記録し、7欄の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。
/* 指摘項目追加欄 */
#83030,;
* [指摘項目を示す記号] ,;
#83030,;
* [指摘項目を示す記号]
4欄の指摘項目を示す記号は、構造部材の耐久のときは「11101」を、土台及び基礎のときは「11102」を、屋根ふき材等の緊結のときは「11103」を、その他の構造耐力上主要な部分の構造強度のときは「11104」を、その他のときは「11105」を記録してください。
指摘項目が複数あるときは、一の指摘項目について記録し、7欄の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。
/* 指摘項目追加欄 */
#83040,;
* [指摘項目を示す記号] ,;
#83040,;
* [指摘項目を示す記号]
4欄の屋根ふき材等の緊結を示す記号は、屋根ふき材のときは「11201」を、内装材のときは「11202」を、外装材のときは「11203」を、舗装のときは「11204」を、その他のときは「11205」を記録してください。
屋根ふき材等の緊結が複数あるときは、一の屋根ふき材等の緊結について記録し、7欄の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。
/* 屋根ふき材等の緊結追加欄 */
#83040,;
* [屋根ふき材等の緊結を示す記号] ,;
#83040,;
* [屋根ふき材等の緊結を示す記号]
5欄の指摘項目を示す記号は、耐火性能等のときは「11401」を、防火設備のときは「11402」を、防火区画のときは「11403」を、その他のときは「11404」を記録してください。
指摘項目が複数あるときは、一の指摘項目について記録し、7欄の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。
/* 指摘項目追加欄 */
#83050,;
* [指摘項目を示す記号] ,;
#83050,;
* [指摘項目を示す記号]
5欄の耐火性能等を示す記号は、間仕切壁のときは「11501」を、外壁のときは「11502」を、柱、床、はり及び屋根のときは「11503」を、内装材のときは「11504」を、その他のときは「11505」を記録してください。
耐火性能等が複数あるときは、一の耐火性能等について記録し、7欄の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。
/* 耐火性能等追加欄 */
#83050,;
* [耐火性能等を示す記号] ,;
```

「耐火性能等を示す記号」
6欄の指し項目を示す記号は、戸、屋外への出口等ときは「11601」を、廊下、バルコニー、屋上広場等ときは「11602」を、階段のときは「11603」を、排煙設備の設置のときは「11604」を、非常用の照明装置の設置のときは「11605」を、非常用の出入口のときは「11606」を、敷地内の通路のときは「11607」を、非常用の昇降機の設置のときは「11608」を、その他のときは「11609」を記録してください。
指し項目が複数あるときは、一の指し項目について記録し、7欄の次に次のように横を抜く、他の指し項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。
/* 指し項目追加欄 */
#83060. ;
「[指し項目を示す記号]」 ;
#83060. ;
「[指し項目を示す記号]」 ;
その他については、第三十六号の二様式の(注意)3. から まで及び4. から まで及び第七十号様式の(注意)1. から までに準じて記録してください。

```

第八十四号の三様式(第六条関係)
/*定期検査報告書(建築基準法第88条第1項に規定する昇降機を含む昇降機)*/
#84000
/*1.所有者*/
#84010;
["氏名のフリガナ"];
["氏名"];
["郵便番号"];
["住所"];
["電話番号"]
/*2.管理者*/
#84020;
["氏名のフリガナ"];
["氏名"];
["郵便番号"];
["住所"];
["電話番号"]
/*3.検査者*/
#84030;
["一級建築士又は二級建築士の別を示す記号"];
["建築士の登録を受けた機関を示す記号"];
["建築士の登録番号"];
["建築基準適合判定資格者の登録番号"];
["昇降機検査資格者に関する講習を修了した旨を証する書類に記載された番
号"];
["氏名"];
["勤務先"];
["一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別を示す記号"];
["建築士事務所の登録を受けた機関を示す記号"];
["建築士事務所の登録番号"];
["郵便番号"];
["所在地"];
["電話番号"]
/*4.報告対象建築物*/
#84040;
["所在地"];
["名称のフリガナ"];
["名称"];
["用途"];
/*5.報告対象昇降機*/
#84050;
["台数"];
["うち法不適合の指摘があるもの台数"];
["指摘の概要"];
["改善予定の有無を示す記号"];
["改善予定の年月日"]
/*昇降機の状況等*/
#85000
/*1.昇降機に係る確認済証交付年月日等*/
#85010;
["確認済証交付年月日"];
["確認済証交付番号"];
["確認済証交付者を示す記号"];
["確認済証交付者の具体的な名称"];
["検査済証交付年月日"];
["検査済証交付番号"];
["検査済証交付者を示す記号"];
["検査済証交付者の具体的な名称"]
/*2.検査日*/

```

```

#85020.;
* [今回の試験を実施した年月日]';;
* [前回の試験の実施状況を示す記号]';;
* [前回の試験を実施した年月日]'
/* 3. 検査者 */
#85030.;
* [一級建築士、二級建築士又は大規模建築士の照会示す記号]';;
* [建築士の登録を受けた機関を示す記号]';;
* [建築士の登録番号]';;
* [建築基準法別定資格者の登録番号]';;
* [昇降機検査資格者に関する講習を修了した旨を既する事項に記載された番号]';;
* [氏名]';;
* [勤務先]';;
* [一級建築士事務所、二級建築士事務所又は大規模建築士事務所の照会示す記号]';;
* [建築士事務所の登録を受けた機関を示す記号]';;
* [建築士事務所の登録番号]';;
* [郵便番号]';;
* [所在地]';;
* [電話番号]'
/* 4. 保守業者 */
#85040.;
* [名称]';;
* [郵便番号]';;
* [所在地]';;
* [電話番号]'
/* 5. 昇降機の概要 */
#85050.;
* [昇降機又は工作物の番号]';;
* [種別を示す記号]';;
* [種別を示す記号]';;
* [用途を示す記号]';;
* [常用非常用の別を示す記号]';;
* [機械定の有無を示す記号]';;
* [駆動装置の出力]';;
* [定格速度]';;
* [積重量]';;
* [定員]';;
* [階段の幅]';;
* [勾配]';;
* [製造番号]'
/* 6. 遊歩機設置の概要 */
#85060.;
* [遊歩機設置の番号]';;
* [固有名称]';;
* [一般名称]';;
* [定員]';;
* [定常走行速度又は定常円周速度]';;
* [製造番号]'
/* 7. 検査の状況 */
#85070.;
* [指摘の内容を示す記号]';;
* [既存不適格を示す記号]';;
* [改善予定の有無を示す記号]';;
* [改善予定の年月日]'
/* 8. 備考 */
#85080.;
* [備考]'
(注意)

```

-
1. 第一面関係
3欄については、第七十号様式の(注意)2. から までに準じて記録してください。
 - 5欄の改善予定の有無を示す記号は、第八十四号の二様式の(注意)1. に準じて記録してください。
 - 5欄の改善予定の年月日は、第七十号様式の(注意)3. に準じて記録してください。その他については、第三十六号の三様式の(注意)2. から まで及び第七十号様式の(注意)1. から までに準じて記録してください。
 2. 昇降機の状況等
この要項は、昇降機ごとに記録してください。
 - 1欄、2欄及び7欄の年月日は、第七十号様式の(注意)3. に準じて記録してください。
 - 1欄は、第八十四号の二様式の(注意)2. に準じて記録してください。
 - 2欄の前回の検査の実施状況を示す記号は、第八十四号の二様式の(注意)3. に準じて記録してください。
 - 5欄の種類を示す記号は、建築設備のときは「11701」を、工作物のときは「11702」を記録してください。
 - 5欄の種類を示す記号は、エレベーター(斜行を除く)のときは「11801」を、斜行エレベーターのときは「11802」を、エスカレーターのときは「11803」を、小荷物専用のときは「11804」を記録してください。
 - 5欄の用途を示す記号は、乗用(人荷共用を除く)のときは「11901」を、人荷共用のときは「11902」を、寝台用のときは「11903」を、荷物用(自動車運搬用を除く)のときは「11904」を、自動車運搬用のときは「11905」を記録してください。
 - 5欄の常用非常用の別を示す記号は、常用のときは「12001」を、非常用のときは「12002」を記録してください。
 - 5欄の機械室の有無を示す記号は、有のときは「12101」を、無のときは「12100」を記録してください。
 - 7欄の損傷の内容を示す記号は、法不適合の損傷があり、その項目全てが既存不適合の場合は「12201」を、その他法不適合の損傷があるとき「12202」を、損傷なしのときは「12200」を記録してください。
 - 7欄の改善予定の有無を示す記号は、有のときは「12301」を、無のときは「12300」を記録してください。その他については、第三十六号の三様式の(注意)3. から まで及び第七十号様式の(注意)1. から までに準じて記録してください。
-

```

第八十四号の四様式（第六條關係）
/*定期検査報告書（昇降機等以外の建築設備等）*/
#86000
/*1.所有者*/
#86010.;
*【氏名のフリガナ】.;
*【氏名】.;
*【郵便番号】.;
*【住所】.;
*【電話番号】.
/*2.管理者*/
#86020.;
*【氏名のフリガナ】.;
*【氏名】.;
*【郵便番号】.;
*【住所】.;
*【電話番号】.
/*3.検査者*/
#86030.;
*【一級建築士又は二級建築士の別を示す記号】.;
*【建築士の登録を受けた機関を示す記号】.;
*【建築士の登録番号】.;
*【建築基準適合判定資格者の登録番号】.;
*【建築設備検査資格者に関する講習を修了した旨を証する書類の番号】.;
*【氏名】.;
*【勤続先】.;
*【一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別を示す記号】.;
*【建築士事務所の登録を受けた機関を示す記号】.;
*【建築士事務所の登録番号】.;
*【郵便番号】.;
*【所在地】.;
*【電話番号】.
/*4.検査対象建築物*/
#86040.;
*【所在地】.;
*【名称のフリガナ】.;
*【名称】.;
*【用途】.
/*5.検査による指摘の概要*/
#86050.;
*【指摘の内容を示す記号】.;
*【指摘の概要】.;
*【改善予定の有無を示す記号】.;
*【改善予定の年月日】.
/*建築設備の状況等*/
#87000
/*1.建築物の概要*/
#87010.;
*【地上の階数】.;
*【地下の階数】.;
*【延べ面積】.;
*【検査対象建築設備を示す記号】.
/*2.確認済証交付年月日等*/
#87020.;
*【確認済証交付年月日】.;
*【確認済証交付番号】.;
*【確認済証交付者を示す記号】.;
*【確認済証交付者の具体的な名称】.;
*【確認済証交付年月日】.;

```

```

* [検査済証交付番号]';
* [検査済証交付者を示す記号]';
* [検査済証交付者の具体的な名称]';
/ '3. 検査日' /
#87030.;
* [今回の調査を実施した年月日]';
* [前回の調査の実施状況を示す記号]';
/ '4. 換気設備の検査者' /
#87040.;
* [一級建築士又は二級建築士の別を示す記号]';
* [建築士の登録を受けた機関を示す記号]';
* [建築士の登録番号]';
* [建築基準適合判定資格者の登録番号]';
* [建築設備検査資格者に関する講習を修了した旨を証する書類の番号]';
* [氏名]';
* [勤務先]';
* [一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別を示す記号]';
* [建築士事務所の登録を受けた機関を示す記号]';
* [建築士事務所の登録番号]';
* [郵便番号]';
* [所在地]';
* [電話番号]';
/ '5. 換気設備の概要' /
#87050.;
* [無窓居室の換気設備を示す記号]';
* [火気使用室の換気設備を示す記号]';
* [居室等の換気設備を示す記号]';
/ '6. 換気設備の調査状況' /
#87060.;
* [指摘の内容を示す記号]';
* [改善予定の有無を示す記号]';
* [改善予定の年月日]';
/ '7. 排煙設備の検査者' /
#87070.;
* [一級建築士又は二級建築士の別を示す記号]';
* [建築士の登録を受けた機関を示す記号]';
* [建築士の登録番号]';
* [建築基準適合判定資格者の登録番号]';
* [建築設備検査資格者に関する講習を修了した旨を証する書類の番号]';
* [勤務先]';
* [氏名]';
* [一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別を示す記号]';
* [建築士事務所の登録を受けた機関を示す記号]';
* [建築士事務所の登録番号]';
* [郵便番号]';
* [所在地]';
* [電話番号]';
/ '8. 排煙設備の概要' /
#87080.;
* [避難交通安全記法の適用の有無を示す記号]';
* [避難経路安全性を確かめた階]';
* [付加設備階段の付室の排煙設備を示す記号]';
* [非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙設備を示す記号]';
* [居室等の排煙設備を示す記号]';
* [予備電源を示す記号]';
/ '9. 排煙設備の調査状況' /
#87090.;
* [指摘の内容を示す記号]';
* [改善予定の有無を示す記号]';

```

```
* [改定予定の年月日]*
/* 10. 検査用の照明装置の検査者 */
#87100.;
* [一般建築士又は二級建築士の別を示す記号]*;;
* [建築士の登録を受けた機関を示す記号]*;;
* [建築士の登録番号]*;;
* [建築士手続自治体定資格者の登録番号]*;;
* [建築設備検査資格者に関する講習を修了した旨を証する書類の番号]*;;
* [氏名]*;;
* [勤務先]*;;
* [一般建築士事務所又は二級建築士事務所の別を示す記号]*;;
* [建築士事務所の登録を受けた機関を示す記号]*;;
* [建築士事務所の登録番号]*;;
* [郵便番号]*;;
* [所在地]*;;
* [電話番号]*
/* 11. 検査用の照明装置の概要 */
#87110.;
* [照度器具を示す記号]*;;
* [寸法標準を示す記号]*
/* 12. 検査用の照明装置の調査状況 */
#87120.;
* [指摘の内容を示す記号]*;;
* [改定予定の有無を示す記号]*;;
* [改定予定の年月日]*
/* 13. 給水設備及び排水設備の検査者 */
#87130.;
* [一般建築士又は二級建築士の別を示す記号]*;;
* [建築士の登録を受けた機関を示す記号]*;;
* [建築士の登録番号]*;;
* [建築士手続自治体定資格者の登録番号]*;;
* [建築設備検査資格者に関する講習を修了した旨を証する書類の番号]*;;
* [氏名]*;;
* [勤務先]*;;
* [一般建築士事務所又は二級建築士事務所の別を示す記号]*;;
* [建築士事務所の登録を受けた機関を示す記号]*;;
* [建築士事務所の登録番号]*;;
* [郵便番号]*;;
* [所在地]*;;
* [電話番号]*
/* 14. 給水設備及び排水設備の概要 */
#87140.;
* [飲料水の配管設備を示す記号]*;;
* [排水設備を示す記号]*;;
* [圧力タンクの有無を示す記号]*;;
* [給湯設備の有無を示す記号]*
/* 15. 給水設備及び排水設備の調査状況 */
#87150.;
* [指摘の内容を示す記号]*;;
* [改定予定の有無を示す記号]*;;
* [改定予定の年月日]*
/* 16. 備考 */
#87160.;
* [備考]*
(注意)
1. 第一面に関する事項
5欄の指摘の内容を示す記号は、第八十四号の様式の(注意)1. に準じて記録してください。
5欄の改定予定の有無を示す記号は、第八十四号の様式の(注意)1. に準じて記録してください。
```

5 欄の改善予定の年月日の日付は、第七十号様式の(注意)3. に準じて記録してください。
その他については、第三十六号の四様式の(注意)2. から までに準じて記録してください。

2. 建築設備の状況等

1 欄の検査対象建築設備を示す記号は、換気設備が検査対象のときは「12401」を、排煙設備が検査対象のときは「12402」を、非常用の照明設備が検査対象のときは「12403」を、給水設備及び排水設備が検査対象のときは「12404」を記録してください。
検査対象建築設備が複数あるときは、一の検査対象建築設備について記録し、16 欄の次に次のように欄を設け、他の指項項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。

/* 検査対象建築設備追加欄 */
#87010.;
" [検査対象建築設備を示す記号] ";
#87010.;
" [検査対象建築設備を示す記号] "

2 欄、3 欄、6 欄、9 欄、12 欄及び15 欄の年月日は、第七十号様式の(注意)3. に準じて記録してください。
2 欄は、第八十四号の二様式の(注意)2. に準じて記録してください。
3 欄の前面の検査状況を示す記号は、第八十四号の二様式の(注意)3. に準じて記録してください。
4 欄、7 欄、10 欄及び13 欄は第七十号様式の(注意)2. から までに準じて記録してください。

5 欄の無窓居室の換気設備を示す記号は、自然換気設備のみのときは「12601」を、機械換気設備のみのときは「12602」を、中央管理方式の空気調和設備のみのときは「12603」を、自然換気設備及び機械換気設備を併設のときは「12604」を、自然換気設備及び中央管理方式の空気調和設備を併設のときは「12605」を、機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備を併設のときは「12606」を、自然換気設備、機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備を併設のときは「12607」を、該当なしのときは「12600」を記録してください。

5 欄の火気使用室の換気設備を示す記号は、自然換気設備のみのときは「12701」を、機械換気設備のみのときは「12702」を、自然換気設備及び機械換気設備を併設のときは「12703」を、該当なしのときは「12700」を記録してください。

5 欄の居室等の換気設備を示す記号は、自然換気設備のみのときは「12801」を、機械換気設備のみのときは「12802」を、中央管理方式の空気調和設備のみのときは「12803」を、自然換気設備及び機械換気設備を併設のときは「12804」を、自然換気設備及び中央管理方式の空気調和設備を併設のときは「12805」を、機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備を併設のときは「12806」を、自然換気設備、機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備を併設のときは「12807」を、該当なしのときは「12800」を記録してください。

6 欄、9 欄、12 欄及び15 欄の指項の内容を示す記号は、第八十四号の二様式の(注意)1. に準じて記録してください。
6 欄、9 欄、12 欄及び15 欄の改善予定の有無を示す記号は、第八十四号の二様式の(注意)1. に準じて記録してください。
8 欄の避難安全検証法の適用の有無を示す記号は、令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「13001」を、令第129条の2の2第3項に規定する全階避難安全検証法により全階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「13002」を記録し、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。
複数階で階避難安全性能を確かめたときは、一の階を記録し、16 欄の次に次のように欄を設け、他の階についてそれぞれ記録してください。

/* 階避難安全性能を確かめた階追加欄 */
#87080.;
" [階避難安全性能を確かめた階] ";
#87080.;
" [階避難安全性能を確かめた階] ";

8 欄の階は、第七十号様式の(注意)4. に準じて記録してください。
8 欄の特別避難階段の付置の排煙設備を示す記号は、排煙機以外のときは「13101」を、排煙機のときは「13102」を、排煙機以外と排煙機を併設のときは「13103」を、該当なしのときは「13100」を記録してください。

8 機の非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙設備を示す記号は、排煙機以外のときは「13201」を、排煙機の場合は「13202」を、排煙機以外と排煙機を併設の場合は「13203」を、該当なしのときは「13200」を記録してください。

8 機の居室等の排煙設備を示す記号は、排煙機以外のときは「13301」を、排煙機の場合は「13302」を、排煙機以外と排煙機を併設の場合は「13303」を記録してください。

8 機の予備電源を示す記号は、蓄電池のときは「13401」を、自家発電装置のときは「13402」を、その他のときは「13403」を、該当なしのときは「13400」を記録してください。

予備電源が複数あるときは、一の予備電源について記録し、16 機の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。

/* 予備電源追加欄 */

#87080.;

["予備電源を示す記号"].;

#87080.;

["予備電源を示す記号"]

11 機の照明器具を示す記号は、白熱灯のときは「13601」を、蛍光灯のときは「13602」を、高圧放電灯のときは「13603」を、その他の照明器具のときは「13604」を、該当なしのときは「13600」を記録してください。

照明器具が複数あるときは、一の照明器具について記録し、16 機の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。

/* 照明器具追加欄 */

#87110.;

["照明器具を示す記号"].;

#87110.;

["照明器具を示す記号"]

11 機の予備電源を示す記号は、蓄電池のときは「13701」を、自家発電装置のときは「13702」を、その他の予備電源のときは「13703」を、該当なしのときは「13700」を記録してください。

予備電源が複数あるときは、一の予備電源について記録し、16 機の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。

/* 予備電源追加欄 */

#87110.;

["予備電源を示す記号"].;

#87110.;

["予備電源を示す記号"]

14 機の飲料水配管設備を示す記号は、給水タンクがあるときは「13901」を、貯水タンクがあるときは「13902」を、その他のときは「13903」を記録してください。

飲料水配管設備が複数あるときは、一の飲料水配管設備について記録し、16 機の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。

/* 飲料水配管設備追加欄 */

#87140.;

["飲料水配管設備を示す記号"].;

#87140.;

["飲料水配管設備を示す記号"]

14 機の排水設備を示す記号は、排水槽があるときは「14001」を、排水再利用配管設備があるときは「14002」を、その他のときは「14003」を記録してください。

排水設備が複数あるときは、一の排水設備について記録し、16 機の次に次のように欄を設け、他の指摘項目についてそれぞれ必要な事項を記録してください。

/* 排水設備追加欄 */

#87140.;

["排水設備を示す記号"].;

#87140.;

["排水設備を示す記号"]

14 機の圧力タンクの有無を示す記号は、有のときは「14101」を、無のときは「14100」を記録してください。

14 機の給湯設備の有無を示す記号は、有のときは「14201」を、無のときは「14200」を記録してください。

その他については、第三十六号の四様式（注意）3 から まで及び第七十号様式の（注意）1 から までに準じて記録してください。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（計画の認定の申請） 第二条 略</p> <p>3 法第五条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書並びに同条第一項の表二の(一)項(三)欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については建築基準法施行規則第一条の三の表一の(イ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、建築基準法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講じることとされる建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、建築基準法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等（建築基準法施行令第二百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等をいう。）を有する建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十二条第七項の規定によりその</p>	<p>（計画の認定の申請） 第二条 略</p> <p>3 法第五条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書並びに同条第一項の表二の(一)項(三)欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については建築基準法施行規則第一条の三の表一の(イ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、建築基準法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等（建築基準法施行令第二百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等をいう。）を有する建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十二条第七項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物につい</p>

延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ア)項に掲げる図書を、建築基準法第五十二条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ウ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(リ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ル)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(レ)項に掲げる図書を、当該計画に建築基準法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので建築基準法施行令第百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては建築基準法施行規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに建築基準法施行規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第四項の表の(イ)欄 項又は 項に該当する建築設備が含まれる場合において(3)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁（建築基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

ては同表の(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十二条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ア)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ウ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(リ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(レ)項に掲げる図書を、当該計画に建築基準法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので建築基準法施行令第百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては建築基準法施行規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに建築基準法施行規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第四項の表の(イ)欄 項又は 項に該当する建築設備が含まれる場合においては(3)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁（建築基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

4
~
8
(略)

4
~
8
(略)

改正案	現行
<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(3)までに掲げる事項が記載された図書及び(2)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講じることとされる建築物については同表の(1)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(5) 法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(2)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(6) 法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項</p>	<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(3)までに掲げる事項が記載された図書及び(2)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(1)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(5) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項</p>

及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項に掲げる明示すべき事項

(7) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項に掲げる明示すべき事項

(8) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(○)項に掲げる明示すべき事項

(9) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(○)項に掲げる明示すべき事項

(10) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(○)項に掲げる明示すべき事項

(11) 法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項において明示すべき事項

(12) 略

口
略

及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項に掲げる明示すべき事項

(7) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項に掲げる明示すべき事項

(8) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(○)項に掲げる明示すべき事項

(9) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(○)項に掲げる明示すべき事項

(10) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(○)項に掲げる明示すべき事項

(11) 法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項において明示すべき事項

(12) 略

口
略

八 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六條第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、イの(1)から(11)までに規定する事項並びに施行規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項及び施行規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる明示すべき事項が記載された図書並びにイ(12)に掲げる図書をもって行うこと。

二
二
ワ
略

二
略

三 法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査 次のイから八までに定める方法

イ
略

ロ 令第二十條の五第一項第三号に規定する内装の仕上げその他国土交通大臣が定める建築物の部分に用いる建築材料について、その取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた部分を写した写真を求めること。

ハ
・
二
略

2
略

八 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六條第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、イの(1)から(10)までに規定する事項並びに施行規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項及び施行規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる明示すべき事項が記載された図書並びにイ(11)に掲げる図書をもって行うこと。

二
二
ワ
略

二
略

三 法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査 次のイから八までに定める方法

イ
略

ロ
・
ハ
略

2
略

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十二条 略

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工
作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一・二 略

二の二 換気設備

三十一 略

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十
七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるも
のとする。

一八 略

八の二 令第二十条の五第一項第四号の表及び令第二十条の六第二
項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の三 令第二十条の五第二項から第四項までの認定に係る性能評
価を行う者としての指定

八の四 令第二十条の六第一項第一号ロ の認定に係る性能評価を
行う者としての指定

八の五 令第二十条の六第一項第一号ハの認定に係る性能評価を行
う者としての指定

八の六 令第二十条の七の認定に係る性能評価を行う者としての指
定

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十二条 略

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工
作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一・二 略

三十一 略

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十
七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるも
のとする。

一八 略

九〇十二 略

十二の二 令第六十七条第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十二の三 令第六十七条第二項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十二の四 令第六十八条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十三〇二十三 略

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〇三 略

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 水 略

へ 令第二十條の五第二項から第四項までの規定に基づく認定次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のもとの同一の建築材料及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のもとの性能を適切に評価できる場合においては、異なる寸法とすることができる。

九〇十二 略

十三〇二十三 略

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〇三 略

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからへまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 水 略

(2) 温度及び湿度を調整できる装置を用い、夏季における建築材料からのホルムアルデヒドの発散の状態を適切に再現した状態により行うものであること。ただし、夏季における建築材料からのホルムアルデヒドの発散を適切に再現した状態における性能を適切に評価できる場合においては、異なる温度及び湿度により行うことができる。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

ト
略

ハ
略